

令和 7 年度

ひたちなか市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

ひたちなか市監査委員

ひ 監 発 第 2 0 号
令和 8 年 7 月 2 9 日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市監査委員 関山 純子

ひたちなか市監査委員 加藤 恭子

令和 7 年度ひたちなか市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和7年度ひたちなか市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

I 審査の対象

令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

1 健全化判断比率

- （1）実質赤字比率
- （2）連結実質赤字比率
- （3）実質公債費比率
- （4）将来負担比率

2 資金不足比率

II 審査の期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで

III 審査の方法

健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、係る内容についての資料と説明を求めて審査を行った。

IV 審査の結果

1 健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成の状況

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

2 健全化判断比率等の状況

審査の対象とした健全化判断比率等の状況は、各比率別に早期健全化基準、財政再生基準が定められ、各比率のいずれか1つ以上が早期健全化基準に達した場合は財政健全化計画、財政再生基準に達した場合は財政再生計画の策定が義務付けられており、また、資金不足比率については、経営健全化基準が定められ、この基準に達した場合は経営健全化計画の策定が義務付けられているが、いずれもこれらの状況にはなっていない。

3 是正改善を要する事項

指摘する事項は特にない。

V 審査の詳細

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、奨学資金特別会計及び墓地公園事業特別会計であり、いずれの会計においても実質収支額は黒字になっており、実質赤字額はないため、実質赤字比率は発生していない。なお、一般会計等の実質収支額の合計は2,507,277千円で、前年度と比較すると390,244千円（13.5%）減少している。

※ 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

※ 標準財政規模は、地方公共団体の経常的一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を加えた額である。

一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字額

(単位:千円, %)

会計名	実質収支額		増減	前年度比較
	令和7年度	令和6年度		
一般会計	2,497,726	2,891,660	△ 393,934	86.4
奨学資金特別会計	566	1,253	△ 687	45.2
墓地公園事業特別会計	8,985	4,608	4,377	195.0
計	2,507,277	2,897,521	△ 390,244	86.5
実質赤字額	-	-	-	-

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

実質赤字比率の算定結果

(単位:千円, %)

実質赤字額	標準財政規模	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	34,059,321	-	11.64	20.00

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

(2) 連結実質赤字比率

各会計の収支状況は、いずれの会計においても実質収支額等は黒字又は均衡しており、連結実質赤字額はないため、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、全会計を合計した連結実質収支額は12,340,930千円で、前年度と比較すると304,009千円（2.5%）増加している。

※ 連結実質赤字比率は、すべての会計の実質赤字額と資金不足額の合計額から実質黒字額と資金剰余額の合計額を差し引いたとき、正となった金額（以下「連結実質赤字額」という。）を標準財政規模で除した比率である。

連結実質収支額及び連結実質赤字額

(単位:千円, %)

会計名			実質収支額又は 資金剰余・不足額		増減	前年度比較
			令和7年度	令和6年度		
一般会計等			2,507,277	2,897,521	△ 390,244	86.5
一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計		355,912	239,089	116,823	148.9
	介護保険事業特別会計		1,244,117	858,725	385,392	144.9
	後期高齢者医療事業特別会計		9,068	5,350	3,718	169.5
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	6,991,965	6,702,358	289,607	104.3
		下水道事業会計	987,362	904,145	83,217	109.2
	法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	13,812	5,072	8,740	272.3
		東部第1土地区画整理事業 特別会計	8,532	14,401	△ 5,869	59.2
		東部第2土地区画整理事業 特別会計	0	0	0	-
		佐和駅東土地区画整理事業 特別会計	0	0	0	-
		武田土地区画整理事業 特別会計	23,772	34,054	△ 10,282	69.8
		六ッ野土地区画整理事業 特別会計	138,264	289,332	△ 151,068	47.8
		阿字ヶ浦土地区画整理事業 特別会計	49,244	76,256	△ 27,012	64.6
		船窪土地区画整理事業 特別会計	11,605	10,618	987	109.3
	合 計		12,340,930	12,036,921	304,009	102.5
連結実質赤字額		-	-	-	-	

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

連結実質赤字比率の算定結果

(単位:千円, %)

連結実質赤字額	標準財政規模	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	34,059,321	-	16.64	30.00

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は11.7%で、前年度と比較すると0.2ポイント下降している。

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）の直近3か年の平均値である。

実質公債費比率の算定結果

(単位:千円, %)

年度 区分		（単位：千円、百万円）			
		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
元利償還金 A		6,554,507	6,577,655	6,307,879	6,082,869
準元利償還金 B		1,941,897	1,833,871	2,272,391	2,382,594
A, Bに充当することのできる 特定の歳入 C		1,501,820	1,287,539	1,245,347	1,292,232
A, Bに係る基準財政需要額 算入見込額 D		3,564,647	3,629,616	3,945,455	3,935,332
標準財政規模 E		34,059,321	32,917,881	32,258,782	31,380,204
単年度実質公債費比率 (A+B-C-D)／(E-D)		11.24766	11.93096	11.97128	11.79783
実質公債費比率 (3か年平均)	令和7年度	11.7			
	令和6年度		11.9		
早期健全化基準		25.0			
財政再生基準		35.0			

(4) 将来負担比率

将来負担比率は75.0%で、前年度と比較すると4.7ポイント下降している。

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される公債費等の額を控除する。）で除した比率である。

※ 下表Aの将来負担額の主なものは、一般会計等に係る地方債現在高や公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などである。また、Bの充当可能財源等の主なものは、将来負担額に充当できる基金や基準財政需要額算入見込額などである。

将来負担比率の算定結果

(単位:千円, %)

年度 区分	令和7年度	令和6年度	増減	前年度比較
将来負担額 A	86,254,275	87,650,580	△ 1,396,305	98.4
充当可能財源等 B	63,360,261	64,301,039	△ 940,778	98.5
標準財政規模 C	34,059,321	32,917,881	1,141,440	103.5
基準財政需要額 算入公債費等の額 D	3,564,647	3,629,616	△ 64,969	98.2
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	75.0	79.7	△ 4.7	
早期健全化基準	350.0			

2 資金不足比率

各会計とも資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率である。

※ 下表Bの事業の規模は、宅地造成事業以外の公営企業会計においては、営業収益から受託工事収益を差し引いた額である。宅地造成事業である各区画整理事業特別会計においては、資本と負債に相当する額の合計額である。

資金不足比率の算定結果

(単位:千円, %)

会計名			資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	令和6年度 資金不足比率	経営 健全化 基準
公 営 企 業 会 計	法適用 企業	水道事業会計	-	3,122,150	-	-	20.0
		下水道事業会計	-	1,920,414	-	-	
	法 非 適 用 企 業	地方卸売市場事業 特別会計	-	3,367	-	-	
		東部第1土地区画整理 事業特別会計	-	8,532	-	-	
		東部第2土地区画整理 事業特別会計	-	133,180	-	-	
		佐和駅東土地区画整理 事業特別会計	-	467,568	-	-	
		武田土地区画整理事業 特別会計	-	23,772	-	-	
		六ッ野土地区画 整理事業特別会計	-	197,264	-	-	
		阿字ヶ浦土地区画整理 事業特別会計	-	49,244	-	-	
		船窪土地区画整理事業 特別会計	-	11,605	-	-	

備考 表中の「-」は該当数値がないことを示す。